

「知的財産推進計画2019」の策定に向けた意見

1. コンテンツの海外展開の推進について

- 放送コンテンツの海外展開については、近年、政府成長戦略の一環として、コンテンツ海外展開の促進が打ち出され、そのための予算が措置されるようになり、輸出額が大きく増加している。こうした状況を維持・拡大させるためには、継続的な財政的支援とそれを担保する中長期的なビジョンの構築が必要である。
- 他方、コンテンツの海外展開に関する予算は、補正予算としてスポット的に措置されるケースが多いため、継続性が見込めず計画を立てにくいという欠点がある。また、各省庁が独自の施策のもとで予算計上しており非効率な面もあることから、こうした状況を改善し、将来を見据えた取り組みを、より効率的・合理的に推進できるような予算上の工夫をお願いしたい。
- 「知的財産推進計画2018」では、コンテンツ海外展開に関する施策の方向性として、政府組織あるいは政府が主導する組織との連携を掲げているが、海外市場において実際に効果的な活動を展開している「国際ドラマフェスティバル in Tokyo」等の民間組織との連携や支援についても、次期計画に記載されるよう要望する。

2. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進について

- 権利処理の円滑化に向けては、コンテンツの権利情報の集約や不明権利者の権利処理に関する手続きの負担軽減が必要であることが長年にわたり指摘され、現在、音楽著作物、レコード、レコード実演分野を中心に、データベースの構築に係る実証実験など、官民の取り組みが進んでいる。放送コンテンツに限らず、音楽・レコード分野の権利処理の円滑化と不明権利者の権利処理の効率化は喫緊かつ不可欠であり、政府においては、問題解決に向けて資源を集中的に投下し、拡大集中許諾制度の導入や新たな技術の活用の検討も含め、時限を切った具体的な施策を策定されたい。

3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

- 放送コンテンツに限らず、コンテンツの違法配信対策を実効的に進めるうえでは、▽プロバイダを始めとするインターネット事業者等を含む関係者の積極的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽コンテンツの利用者や国民の理解の醸成が欠かせない。また、違法配信対策の対象とするコンテ

ンツについては、有償、無償の別で保護の要否を判断すべきではない。こうした考え方のもと、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応については、表現の自由に十分留意しつつ、適切な法整備を推進されたい。

- 併せて、海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、発信国との間で捜査機関や外交ルートとの連携を進め、国家間レベルでの解決を推進されたい。

4. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- 世界知的所有権機関（WIPO）が所掌する著作権分野の条約における放送事業者の保護は、1950年代の水準に据え置かれ、著作者、レコード製作者、実演家の劣後にある。WIPOが現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は国際的な放送コンテンツの違法配信への対応に不可欠であり、早期の成立に向けて、国は加盟国間のコンセンサスが見込める現実的な範囲を見極め、積極的な意見調整に尽力されたい。

5. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- デジタル・インターネット技術の進展・普及下においても、現行著作権法の私的使用のための複製の考え方を維持することが議論の前提であることからすれば、権利者としては制度化の遅れにより権利者の不利益・経済的な損失の蓄積と拡大が進行していることは極めて遺憾である。ついては、文化審議会著作権分科会におけるクリエイターへの適切な対価還元についての議論を早期に収束させ、私的録音録画補償金制度の建て直し、または新たな制度の創設などを実現されたい。

6. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定について

- 本年1月1日施行の改正著作権法に導入された「柔軟な権利制限規定」については、放送事業者が人権やプライバシーなどに特段の配慮を行って制作・放送している放送番組が、その意図に反する形で利用されることが懸念されている。権利者の利益はもとより、著作権以外の人権やプライバシーなどについても不当に害することがないように、関係権利者の意見を十分に踏まえた運用ガイドラインの策定など、予見性を高める方策を講じられたい。

7. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

- 利用許諾を受けた著作物について、ライセンサーの破産や対象著作権の譲渡などにより、利用の継続が妨げられる恐れがある。著作権の譲受人に対するライセンサーの対抗力を付与する制度について適切に法制化されることを要望する。

8. アーカイブの利活用について

- 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

9. 知財マネジメント人材等の育成・確保について

- 知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野においても重要である。教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を一層推進するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成を支援する制度を要望する。

以 上